

土地境界確定等業務に関するQ & A

I 申請等に関すること

	質 問	回 答
1	境界確定と境界復元の違いは、何ですか。	境界確定は、道水路等とそれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、土地境界を確定することをいいます。また、確定している土地境界を変更し再び確定すること（再確定）を含めます。 境界復元は、道水路等とそれに隣接土地境界が確定している場合に、その成果等を反映した川崎市道水路台帳平面図に基づいて境界標を復元することをいいます。
2	境界確定は申請者でも行うことができますか。	申請者自ら境界確定を実施することは可能です。 道路公園センターにご相談ください。
3	境界復元の場合、現場検査は行うのですか。	現場検査は、申請者による境界標設置後に道路公園センターが行います。
4	台帳寸法の変更は、境界確定になるのですか。	台帳寸法の変更が生じる場合でも、復元位置を特定できる時は、境界復元として処理できることもありますので、道路公園センターに御相談ください。
5	道水路台帳平面図に斜距離の記載のない箇所で亡失点がある場合の対応はどうするのですか。	台帳平面図どおりに現地で境界標を復元することができれば、復元として処理します。
6	現地調査の復元範囲外の作業は、どのように行うのですか。	申請者自ら作業することができます。 道路公園センターに御相談ください。
7	現地調査図の作成にあたり、申請者は現地調査範囲以上の調査をしなくてよいのですか。	現地調査範囲以上の調査は行わなくても構いません。
8	土地所有者調査書の記入内容とその範囲を教えてください。	記入内容は、登記記録内容に基づいて土地所有者の住所、氏名を記載してください。 また、共有の場合は、持分も記載してください。 記入範囲は、申請地及び亡失点の地先土地です。 また、可能であれば対側地の記入もお願いします。 なお、現地調査範囲内の全ての土地について記載しても構いません。

## II 立会い等に関すること

1	境界復元の場合、立会いの通知、立会い確認は、誰が行うのですか。	申請者又は、申請者から委託を受けた測量業者等が行います。
2	立会いの通知にあたり、登記記録の住所に関係土地所有者が住んでいない場合はどうするのですか。	道路公園センターに御相談ください。道路公園センターが住所等を知り得る場合は、個人情報保護の観点から、道路公園センターで立会いの通知や立会いを行う場合もあります。
3	立会いの際、委任状を使用する場合は、どうするのですか。	立会いの委任状は、委任の旨及び対象地番と委任者の住所、記名押印と受任者の氏名の記載があれば、任意書式で構いません。
4	境界復元で立会いが必要な土地が共有の場合、確認のとり方はどうするのですか。	境界復元は、持分2分の1を超える共有者の確認が必要になります。
5	登記名義人が死亡している場合の確認書はどうすればよいのですか。	市有地側に境界標を埋標する場合は、立会いの通知を持参し立会った者としてします。民有地側に境界標を埋標する場合は、相続持分の2分の1を超える確認が必要となります。ただし、相続人代表から申出書の提出があれば、その者で構いません。申出書の記入例は、「土地境界確定等事務取扱要領」をご覧ください。

## III 提出図面等に関すること

1	図面の縮尺は。	図面の縮尺は、1/500又は1/250で作成してください。
2	図面のサイズは。	図面のサイズは、A4版又はA3版で作成してください。
3	凡例等をCAD用の素材としてホームページにあげてほしい。	ホームページの掲載については、検討します。
4	境界標復元位置図とは、どのようなものなのですか。	境界復元の立会い実施後、境界標の復元位置を明示した図面になります。

#### IV 土地境界確定図の交付等に関すること

1	土地境界確定図について、現地と図面が異なる場合は、どうするのですか。	境界標の杭種が現地と台帳平面図と異なる場合については、同じ市境界標であれば、表示が相違しても交付できるようになりました。なお、同じ民境界標の場合についても同様とします。
2	確定箇所の座標値について、即時交付はできないのですか。	即時交付は、事務取扱い上できませんが、処理期間の短縮に努めます。
3	道水路台帳平面図に斜距離の記載のない箇所の土地境界確定図交付は、どうなるのですか。	斜距離の記載がなくても台帳平面図と現地の整合が確認できれば、交付することができます。
4	土地境界確定図の交付で境界標の表示変更箇所がある場合は、土地境界確定等申請をして修正するのですか。	境界標の表示変更箇所があるは、川崎市で図面修正を行いますので、土地境界確定等申請は必要ありません。

#### V その他業務に関すること

1	境界復元で台帳平面図に基づいて境界標を設置しようとするとき、家の玄関などで設置が難しい場合はどうすればよいのですか。	やむを得ない場合は、図上点で構いません。
2	境界確定の協議において、一部不成立になった場合の取扱いはどうなりますか。	境界確定において、一部地権者からの承諾が得られなかった場合、承諾が得られた部分は確定範囲として取扱うこととなりました。